

第 4 期中期目標期間（平成 31 年度から 5 年間）の運営費交付金に関する要望

平成 30 年 6 月 28 日

独立行政法人国立高等専門学校機構

1. 効率化係数の廃止

独立行政法人制度は、役員制度を除き、法人内部の組織・人員配置等については法定せず、各法人の裁量に委ねている。しかしながら、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）は、独立行政法人の中で唯一、学校教育法に定める学校（高等専門学校。以下「高専」という。）の設置および運営を主たる目的としており、その設置する高専の組織人員配置については、学校教育法およびこれに基づく高等専門学校設置基準に定める基準など、他の独立行政法人とは異なり、法人の運営上の裁量や自助努力では解決できない制度上の制約がある。

効率化係数^{*1}による基盤的経費の削減が続く中で、高専機構では、各高専で実施していた人事給与・共済・支払・収納・旅費業務の一元化や事務職員配置の削減などを通じ、資源配分の合理化に努めてきたところであるが、現状の効率化係数制度下では、高専の運営を支えている教員人件費、各高専予算の大幅な削減を実施せざるを得ない事態となる。

この場合、来年度から開始される第 4 期中期目標期間以降、法令の定めを踏まえて適切な人員配置を確保し、専門的な技術者養成のために求められる高度な実験実習環境を維持向上するなど、学生に対する適切な教育サービスを提供しつつ、イノベーション創出、グローバル化、情報化、地方創生など、多様化・複雑化する社会ニーズに応え、各高専の強みや特色形成を図るために求められる人員を配置することが極めて困難な状況となる。

このため、高専機構の目的^{*2}を踏まえ、今後とも高専が我が国産業社会の期待に応えて、高専教育の高度化を進めることができるよう、来年度以降は、効率化係数の廃止をお願いしたい。

なお、効率化係数の廃止で生み出された財源については、理事長がリーダーシップを発揮し、高専の高度化・国際化等の一層の推進や各高専のアクティビティを最適化するため戦略的に配分する等、第 4 期中期目標の達成に向けて、有効活用することを考えている。

※1 現状の効率化係数は△1%（一般管理費のうち人件費相当額を除いた額については、△3%）。

※2 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）（抄）

（機構の目的）

第三条 独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）は、別表の上欄に掲げる高等専門学校（以下「国立高等専門学校」という。）を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。

2. 特別教育研究経費の一般管理経費化

特別教育研究経費については、各高専の強み・特色に応じた意欲的な取組や新たな政策課題等への対応など、社会の変化に対応した実践的・創造的技術者を育成するために重要な予算である。

このため、一定期間の事業実施を経て、成果・効果を上げ、さらなる高専の高度化・国際化等に資することが認められる取組については、単年度ごとの使途特定の予算措置ではなく、一定のルールに基づき一般管理経費化することにより、継続的・安定的な予算として確保できる仕組みの導入をお願いしたい。

以上